

年金

「存じですか? 障害基礎年金」

国民年金の加入中等に初診日がある病气やケガなどで障害の状態になったとき、障害認定日(初診日から1年6カ月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)において、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けることができます。

ただし、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合わせた期間が3分の2以上必要となります。

※初診日が平成28年3月31日以前にあるときは、特例として初診日の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。
なお、20歳前に初診日のあ

る病气やケガによって障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当すれば20歳から(障害認定日が20歳以後の場合は、障害認定日から)受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他の年金の受給がある場合、支給が制限されます。

■問い合わせ
南国年金事務所
☎088-864-1111

離婚時の厚生年金分割制度について

近年、中高年齢者の離婚件数が増加している中、離婚後の夫婦双方の年金受給額には大きな開きがあるという問題が指摘されていました。

このような事情を考慮して、平成16年の年金制度改正により、離婚等をした時に厚生年金の保険料納付記録(注)を当事者間で分割することができる制度(離婚時の厚生年金分割制度)が導入されました。

この厚生年金分割制度は、平成19年4月1日から実施された合意分割制度と、平成20年4月1日から実施された3号分割制度があります。

(注)厚生年金の保険料納付記録は、老齢厚生年金等を受けるときに、その年金額の計算の基準になります。

■合意分割制度
合意分割制度は、次の条件に該当した場合に、当事者からの請求により厚生年金の保険料納付記録を当事者間で分割することができる制度です。

- ★平成19年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
★当事者間の話し合いや裁判手続きにより年金分割の割合(上限50%)を定めたこと
★請求期限(原則として離婚等の翌日から2年)を経過していないこと
※この制度により分割される保険料納付記録は、「婚姻期間中の当事者の厚生年金の保険料納付記録」に限られます

■3号分割制度
3号分割制度は、次の条件に該当した場合に、国民年金の第3号被保険者であった方からの請求により、平成20年4月1日以後の相手方の厚生年金の保険料納付記録を2分の1ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

- ★平成20年4月1日以後に離婚した方や事実婚関係を解消した方など
★平成20年4月1日以後に国民年金の第3号被保険者であった期間があること
※この制度により分割される保険料納付記録は、平成20年4月1日以後の「第3号被保険者期間中の相手方の厚生年金の保険料納付記録」に限られます

▼問い合わせ
南国年金事務所 ☎088-864-1111 または 市役所市民保険課

税金

固定資産税の縦覧・閲覧

《縦覧》土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

■縦覧とは：固定資産税の納税者は、自己所有以外の土地または家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧することができます。

※償却資産は縦覧の対象にはなりません
■縦覧期間：
4月1日(金)～5月31日(火)
8時30分～17時15分
※土日祝日は除く

- 縦覧できる人：香南市への固定資産税の納税者
■必要な物：納税通知書や運転免許証など印鑑
※代理人は委任状が必要
■手数料：無料
■縦覧場所：税務課

《閲覧》土地・家屋の名寄せ帳兼課税台帳の閲覧

■閲覧とは：納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。
■閲覧期間：期間制限なし

■閲覧できる人：固定資産の所有者または納税義務者(所有者等が死亡している場合は相続人ですが、相続権のあることが分かる書類が必要です。例えば戸籍謄本を持参)

■手数料：土地・家屋評価等縦覧期間のみ無料。縦覧期間以外は1件300円

※代理人は委任状が必要
■閲覧場所：税務課
■問い合わせ
市役所税務課

☎088-832-5266

◆同じテーマのテープを朝9時～翌朝9時まで流しています
※祝日は前日と同じテーマが流れます

Table with 2 columns: 月 (Month) and 唾液のはたらき (Salivary function). Rows include 火 (Tuesday), 水 (Wednesday), 木 (Thursday), 金 (Friday), 土・日 (Sat/Sun).

24時間
3月の番組表
高知保険医療協会より
健康テレホンサービス

▼問い合わせ/高知保険医療協会
☎088-832-5231

市県民税の申告をお忘れなく

所得のない方、または所得が少額のため所得税の申告対象にならない方も、国保税の算定・医療費負担の判定・所得証明書発行等には、市・県民税の申告が必要になります。

世帯内に所得不明の方がいる場合は、所得金額に応じて受けられる様々な軽減措置の対象とはなりません。

■所得不明とは?
公的機関(年金の支払い元など)や事業所(給与等の支払など)からの支払報告がない

く、また本人による所得申告がないため、所得情報がない状態をいいます。

■問い合わせ
市役所税務課

軽自動車・バイクなどの廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日現在の軽自動車、バイク、小型特殊自動車の所有者(または使用者)に1年分の税金が課税されます。

使えなくなったり、譲ったりした場合は、4月1日までに廃車手続きをしてください。

福祉

児童扶養手当を受けている方へ

手当を受給されている方(全部停止となっている方を含む)が、住所を変更した場合や世帯の状況が変わった場合(婚姻や内縁関係、出生など)は、届け出が必要です。届け出が遅れると、その分

※車種・排気量により手続きの場所が異なりますので、お問い合わせください

■問い合わせ
市役所税務課

重度心身障害者福祉医療費助成の更新について

障害医療費受給者証の更新の時期がきました

現在この制度を受けられている方で有効期限が平成23年3月31日(※)となっている方は、受給者証(証の色:水色・黄色)をご確認ください。交付日以降、以下の項目が変更になっている方は福祉事務所への届け出が必要です。未届けの場合は新しい受給者証が送付できない場合があります。

上記以外の方は3月上旬までに新しい受給者証を郵送します。更新の手続きは必要ありません。



受給者証▶

Table with 2 columns: こんなとき (When) and 持参するもの (Items to bring). Rows include health insurance changes, disability certificate changes, and address changes.

※有効期限が平成23年6月30日となっている方は、所得の確認をするため年1回の更新の手続きが必要です。対象者には5月頃個別に案内通知をします。

【問い合わせ】市福祉事務所

香南警察署

連絡先 香南警察署
☎55-0110

「カード預かります!」は、詐欺です



昨年(平成22年)、高知県内の振り込め詐欺被害件数は未遂事件も含めて28件で、被害額は1億2150万円にのぼり、依然として高い水準で被害が発生している状況です。

その手口は、ますます悪質巧妙になり、その一つに警察官や金融機関関係者等を装って電話をかけ、口座番号や暗証番号等を聞き出した後、被害者宅を訪れてキャッシュカードや現金を騙し取る手口が県内で発生しており、今後増加する恐れがあります。

- ★すぐに振り込まない!
★本人や関係者に事実を確認する!
★家族や警察等に相談する!
★「電話番号が変わった」「キャッシュカードを預かる」は詐欺!

広告

Advertisement for Chibo Okonomiyaki. Text: 千房 3月はお持ち帰りが半額!! 千房 高知野市店 TEL56-5376

★「お金を返すのでATMに行くてください」は詐欺!
振り込め詐欺被害に遭った多くの方は、新聞やテレビ等でこの種の詐欺のことを知っています。「まさか私のところは大丈夫だろう」と他人事と考えずに被害に遭わないようにしましょう。
(香南警察署内・香南地区地域安全協議会地域安全アドバイザー・長田麻紀)

